



01 貸付事業 [都社協・区委託事業／区補助事業]

1 生活福祉資金 [都社協委託事業]

福祉資金・ 教育支援資金	所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、その生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付と必要な相談援助を行います。 具体的な利用目的は、住宅の改修費、就職するための技能を修得する費用、学費などの資金などです。貸付から返済完了までの過程で、民生委員による相談援助活動が行われます。
総合支援資金・ 臨時特例つなぎ資金	失業などにより、日常生活が困難な状況の方に対し、自立のために必要な生活費や一時的な資金の貸付、更に、継続的な相談援助を行います。
不動産担保型生活資金	現在居住している自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として、生活資金を貸し付けます。（土地の評価額が概ね、1,500万円以上の一戸建て住宅）
緊急小口資金	所得の少ない世帯に対し、緊急かつ一時的に生計維持が困難になった場合で、返済が確実にできるだけの収入見込みのある方に、10万円を限度に貸し付けます。

2 応急小口資金 [区補助事業]

区内に3か月以上引き続き居住し、治療費や転居にかかる費用など、具体的な利用目的があり、他からの借入は困難ではあるが、貸付によりその後の生活の見通しが立つことが見込まれる世帯に10万円を限度に貸し付けます。

3 受験生チャレンジ支援資金 [区委託事業]

所得の少ない世帯に対して、中学3年生、高校3年生などの保護者の方を対象に、学習塾の受講料（20万円を限度）、高校・大学などの受験料（高校27,400円、大学80,000円を限度）を貸し付けます。入学した場合などは、返済が免除になります。

これらの資金ごとに、貸付要件や基準があります。

また、借入れには、日数がかかります。**貸付を希望される方は、事前にお電話でご相談ください。**

問合わせ先

法人経営課 貸付担当

受験生チャレンジ支援貸付事業担当

（共通）

☎ 03-5273-3541

☎ 03-5292-3250

FAX 03-5273-3082

02 成年後見制度の相談 [区委託事業]

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利を守る制度です。成年後見人等がこれらの方の意思を尊重し、不動産や預貯金などの管理をしたり、介護サービスや施設入所の契約を結ぶなど、その方らしい生活ができるよう法律面や生活面の支援をします。



成年後見専門相談

成年後見センターでは、成年後見の相談窓口を開設しています。また、実際に後見活動に携わっている専門家の協力により「成年後見専門相談」を実施していますので、お気軽にご相談ください。

相談窓口	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 * 職員による相談は随時お受けしております。
成年後見専門相談	月曜日 司法書士 水曜日 弁護士 金曜日 社会福祉士 * 時間は午後1時～2時、午後2時30分～3時30分 * 専用の相談室があります。 * 事前の電話予約が優先です。
相談内容	制度の説明（法定後見・任意後見） 申立の手続き（説明・申立書類配布・書き方など） 成年後見人等の活動（活動内容・活動での困りごと・報告書作成義務） その他（財産管理保護・今後の生活・遺言など） * 都合により来所できない方は、ご自宅などへの訪問もできます。詳しくはご相談ください。
利用料	無料

03 成年後見制度に関する講座 [区委託事業]

新宿区成年後見センターでは、成年後見制度に関する各種講座を開催しています。お気軽にお問合わせください。



成年後見制度講座

成年後見制度の入門講座や任意後見講座、成年後見制度に関連するテーマの講座を開催しています。



出前講座

新宿区成年後見センター職員などが地域の施設や会合にお伺いし、成年後見制度に関する出前講座を行っています。



市民後見人養成基礎講習

市民後見人を養成するための講習会を開催しています。



法人後見事業 (法定後見事業・任意後見事業) [区補助事業]

新宿社協が、法人として成年後見人等になり、判断能力が低下した際の財産管理や福祉サービス利用について一緒に考え、お手伝いします。

	法定後見事業	任意後見事業
対 象	すでに判断能力が不十分な方	将来の不安に備えたい方 * 公正証書で契約します
支援内容	・ 本人の生活・医療・介護・福祉に関する契約などのお手伝いします。 ・ 本人の資産や収支状況を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画、管理します。	
その他	・ 後見制度利用には、成年後見人等に対し報酬が発生します。報酬額は、法定後見では家庭裁判所が決定し、任意後見では契約で決定します。	

* 新宿社協が成年後見人等になるには、一定の要件があり、審査会の意見を踏まえ、決定します。

020304の
問合わせ先

新宿区成年後見センター

☎ 03-5273-4522
FAX 03-5273-3082



日常生活の自立支援 (地域福祉権利擁護事業) [都社協委託事業]

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活できるよう支援します。本人との「契約」により下記1の援助を中心に、必要に応じて2・3のお手伝いなどを担当の生活支援員・専門員が援助します。

	援助内容	基本料金
1	福祉サービスの利用援助 (福祉サービスの利用に関する手続きなどのお手伝い)	1回1時間につき 1,000 円
2	日常的金銭管理サービス (公共料金の支払い手続き、 生活費の払戻しなどのお手伝い)	通帳 本人保管
	通帳 社協預かり	1回1時間につき 2,500 円
3	書類などの預かりサービス (預貯金の通帳など大切な書類を社協が保管します)	1か月 1,000 円

05の
問合わせ先

地域福祉権利擁護事業担当

☎ 03-5273-4523
FAX 03-5273-3082